

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案

現 行

<p>（銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合）</p> <p>第二百十二条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては次項各号に掲げる要件に、第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ該当する場合とする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約（前三号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げる保険契約</p> <p>イ 被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（その締結の日から一定期間を経過した後保険金の額が減額されることが定められるものを除く。）であつて、その保険期間が被保険者の死亡の時までとされるもの（保険料を一時に払い込むことを内容とするものに限る、<u>保険契約者が法人であるものを除く。</u>）</p> <p>ロ 被保険者の生存又はその保険期間の満了前の被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（第七</p>	<p>（銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合）</p> <p>第二百十二条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号から第三号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約（前三号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げる保険契約</p> <p>イ 被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（その締結の日から一定期間を経過した後保険金の額が減額されることが定められるものを除く。）であつて、その保険期間が被保険者の死亡の時までとされるもの（<u>保険料を一時に払い込むことを内容とするものに限る。</u>）</p> <p>ロ 被保険者の生存又はその保険期間の満了前の被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（第七</p>
---	--

十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）又は第五百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に該当するものにあつては、その締結の日から一定期間を経過した後被保険者の死亡に関する保険金の額が減額されることが定められるものを除き、当該保険契約に該当しないものにあつては、被保険者の死亡に関する保険金の額が被保険者の生存に関する保険金の額を超えるものを除く。）であつて保険料を一時に払い込むことを内容とするもの（保険契約者が法人であるものを除く。）

五・六（略）

2（略）

3 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関（信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び農業協同組合等（令第三十九条第八号に規定する農業協同組合並びに同条第九号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。以下この号において同じ。）をいう。以下この章及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。）である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員（会員又は組合

十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）又は第五百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に該当するものにあつては、その締結の日から一定期間を経過した後被保険者の死亡に関する保険金の額が減額されることが定められるものを除き、当該保険契約に該当しないものにあつては、被保険者の死亡に関する保険金の額が被保険者の生存に関する保険金の額を超えるものを除く。）であつて、保険期間が十年以下のもの（保険契約者が法人であるものを除く。）又は保険料を一時に払い込むことを内容とするもの

五・六（略）

2（略）

3 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第四号から第六号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関（信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び農業協同組合等（令第三十九条第八号に規定する農業協同組合並びに同条第九号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。以下この号において同じ。）をいう。以下この章及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。）である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員（会員又は組合

員である法人の代表者を含み、当該協同組織金融機関が農業協同組合等である場合にあつては、組合員と同一の世帯に属する者を含む。以下この章及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。) である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等生命保険募集制限先」という。) を保険契約者又は被保険者とする保険契約(第一項第六号に掲げるものに限る。既に締結されている保険契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更新に係るものを除く。)の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イ〜ハ (略)

二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集(第一項第六号に掲げる保険契約に係るものに限る。)を行わないことを確保するための措置を講じていること。ただし、当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置を講じていることをもつて足りる。

4 前項に規定する「特例地域金融機関」とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関が事業を行う個人又は法人(前項第三号本文に規定する措置を

員である法人の代表者を含み、当該協同組織金融機関が農業協同組合等である場合にあつては、組合員と同一の世帯に属する者を含む。以下この章及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。) である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等生命保険募集制限先」という。) を保険契約者又は被保険者とする保険契約(第一項第四号から第六号までに掲げるもの限り、既に締結されている保険契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更新に係るものを除く。)の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イ〜ハ (略)

二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集(第一項第四号から第六号までに掲げる保険契約に係るものに限る。)を行わないことを確保するための措置(当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置)を講じていること。

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等(当該金融機関が事業を行う個人又は法人若しく

講じている金融機関にあつては、常時使用する従業員の数が五十人を超える者を除く。）若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、次の各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によつて支払われべき保険金その他の給付金の額（第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に掲げるものを除く。）又は第五百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に該当する保険契約のうち、保険会社が一定の額の保険金その他の給付金の支払の保証をするものにあつては、当該保証をする額とし、当該支払の保証をしないものにあつては、当該保険契約に基づき払い込まれる保険料の総額とする。次項、次条第四項及び第五項、第二百十二条の四第四項並びに第二百十二条の五第四項及び第五項において同じ。）の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

一・二（略）

5 生命保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲

はその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）をいう。次条第四項、第二百十二条の四第四項及び第二百十二条の五第四項において同じ。）を保険契約者として第一項第四号又は第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、次の各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額（第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に掲げるものを除く。）又は第五百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に該当する保険契約のうち、保険会社が一定の額の保険金その他の給付金の支払の保証をするものにあつては、当該保証をする額とし、当該支払の保証をしないものにあつては、当該保険契約に基づき払い込まれる保険料の総額とする。次項、次条第四項及び第五項、第二百十二条の四第四項並びに第二百十二条の五第四項及び第五項において同じ。）の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

一・二（略）

5 生命保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲

げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、前項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならない。

- 一 当該銀行等が第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合
- 二 当該保険契約の保険契約者又は被保険者が銀行等生命保険募集制限先である場合（前号の場合を除く。）

（銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合）
第二百二十二条の二 法第二百七十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第一号から第五号の四までに掲げる保険契約の締結

げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第四号又は第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、前項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第三号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならない。

- 一 当該銀行等が第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合
- 二 当該保険契約の保険契約者又は被保険者が銀行等生命保険募集制限先である場合（前号の場合を除く。）

（銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合）
第二百二十二条の二 法第二百七十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行

の代理又は媒介を行う場合にあつては次項各号に掲げる要件に、第六号又は第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ該当する場合とする。

一〜五 (略)

五の二 前条第一項第五号に掲げる保険契約(前二号に掲げる保険契約に該当するものを除く。)

五の三 法第三条第五項第一号に掲げる保険(事業活動に伴い、事業者が被る損害を填補するものを除く。)に係る保険契約(第一号から第三号までに掲げるものを除く。)のうち、保険期間の満了後満期返戻金を支払うことを約するもの

五の四 法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約(第一号から第三号まで及び前号に掲げるものを除く。)のうち、当該銀行等の特定関係者である事業者の事業活動に伴って生ずる損害を填補する保険契約(当該事業者を保険契約者とするものに限る。)

六 法第三条第五項第一号に掲げる保険(事業活動に伴い、事業者が被る損害を填補するものを除く。)に係る保険契約(第一号から第三号まで及び前二号に掲げるもの並びに自動車保険契約(自動車損害賠償保障法第五条(責任保険の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保険の契約を含む。)を除く。)のうち、次のいずれにも該当しないもの

イ 法人その他の団体若しくは集団(以下この号において「団体

」場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件(第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては、次項各号に掲げる要件)のいずれにも該当する場合とする。

一〜五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

六 法第三条第五項第一号に掲げる保険(事業活動に伴い、事業者が被る損害を対象とするものを除く。)に係る保険契約(第一号から第三号までに掲げるもの及び自動車保険契約(自動車損害賠償保障法第五条(責任保険の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保険の契約を含む。)を除く。)のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 保険期間の満了後満期返戻金を支払うことを約する保険契約

等」という。)又はその代表者を保険契約者とし、かつ、当該団体等の構成員を被保険者とするもの

ロ 団体等の構成員を保険契約者とし、かつ、当該団体等若しくはその代表者又はそれらの委託を受けた者が保険会社のために保険契約者から保険料の收受を行うことを内容とする契約を伴うもの

七| 削除

八 (略)

2 (略)

3 損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第六号又は第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、次に掲げる者(当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等損害保険募集制限先」という。)を保険契約者又は被保険者とする保険契約(第一項第六号又は第八号に掲げるもの)に限り、既に締結されている保険契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは

ロ 法人その他の団体若しくは集団(以下この号において「団体等」という。)又はその代表者を保険契約者とし、当該団体等の構成員を被保険者とするものでなく、かつ、団体等の構成員を保険契約者とし、当該団体等若しくはその代表者又はそれらの委託を受けた者が保険会社のために保険契約者から保険料の收受を行うことを内容とする契約を伴うものでないもの

七| 前条第一項第五号に定める保険契約(第四号及び第五号に掲げる保険契約に該当するものを除く。)

八 (略)

2 (略)

3 損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第六号から第八号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、次に掲げる者(当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等損害保険募集制限先」という。)を保険契約者又は被保険者とする保険契約(第一項第六号から第八号までに掲げるもの)に限り、既に締結されている保険契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若し

使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更改(保険金額その他の給付の内容の拡充(当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに類する事情に基づくものを除く。))又は保険期間の延長を含むものを除く。第二百十二条の四第三項第一号、第二百十二条の五第三項第一号及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。)に係るものを除く。)の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イ〜ハ (略)

二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集(第一項第六号又は第八号に掲げる保険契約に係るものに限る。)を行わないことを確保するための措置を講じていること。ただし、当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置を講じていることをもって足りる。

4 前項に規定する「特例地域金融機関」とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関が事業を行う個人又は法人(前項第三号本文に規定する措置を講じている金融機関にあつては、常時使用する従業員の数が五十人を超える者を除く。)若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常

くは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更改(保険金額その他の給付の内容の拡充(当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに類する事情に基づくものを除く。))又は保険期間の延長を含むものを除く。第二百十二条の四第三項第一号、第二百十二条の五第三項第一号及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。)に係るものを除く。)の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イ〜ハ (略)

二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集(第一項第六号から第八号までに掲げる保険契約に係るものに限る。)を行わないことを確保するための措置(当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置)を講じていること。

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等を保険契約者として第一項第八号に掲げる保険契約(これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。)の締結の代理又は媒介を行う場合において、前条第四項第二号に掲げる保険については、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の

時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）を保険契約者として第一項第八号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、前条第四項第二号に掲げる保険については、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、同号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 損害保険代理店である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、前条第四項第二号に掲げる保険については、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、同号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第五号の四までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保

給付金の額の合計が同号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 損害保険代理店である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、前条第四項第二号に掲げる保険については、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が同号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特

險特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならぬ。

一 当該銀行等が第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合

二 当該保険契約の保険契約者又は被保険者が銀行等損害保険募集制限先である場合（前号の場合を除く。）

7

第一項第五号の四に規定する「特定関係者」とは、銀行法施行令

第四条の二第一項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項（銀行法施行令の準用）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法

施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第七条第一項第一号及び

第二号（商工組合中央金庫の特定関係者）、信用金庫法施行令（昭

和四十三年政令第四百二十二号）第十一条の二第一項第一号（金庫の

特定関係者）、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）

第五条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、協同組合による金

融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条

の二第一項第一号（信用協同組合等の特定関係者）、農業協同組合

法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の十三各号（

組合と特殊の関係のある者）（第三号にあつては、農業協同組合及

び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・

農林水産省令第一号）第十条第一項第一号（法第十一条の二の第三

三号の主務省令で定める特殊の関係のある者）に掲げる者に限る。

（水産業協同組合法施行令（平成五年政令第二百二十八号）第九

条第一項第一号（組合等の特定関係者）並びに農林中央金庫法施行

約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならぬ。

一 当該銀行等が第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合

二 当該保険契約の保険契約者又は被保険者が銀行等損害保険募集制限先である場合（前号の場合を除く。）

（新設）

令（平成十三年政令第二百八十五号）第八条第一項第一号（農林中
央金庫の特定関係者）に規定する者をいう。

（銀行等が少額短期保険募集人として保険募集を行うことのできる
場合）

第二百十二条の四 法第二百七十五条第一項第三号に規定する内閣府
令で定める場合は、少額短期保険募集人である銀行等又はその役員
若しくは使用人が、第一号から第四号の二までに掲げる保険契約の
締結の代理又は媒介を行う場合にあつては次項各号に掲げる要件に
、第五号又は第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う
場合にあつては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ該
当する場合とする。

一〜四 （略）

四の二 法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち
、当該銀行等の特定関係者（第二百十二条の二第七項に規定する
特定関係者をいう。第二百三十四条第一項（第三号を除く。）に
おいて同じ。）である事業者の事業活動に伴つて生ずる損害を填
補する保険契約（当該事業者を保険契約者とするものに限る。）

五 法第三条第五項第一号に掲げる保険（事業活動に伴い、事業者
が被る損害を填補するものを除く。）に係る保険契約（第二号か
ら前号までに掲げるもの及び自動車保険契約を除く。）のうち、
次に掲げる要件のいずれにも該当しないもの

イ 法人その他の団体若しくは集団（以下この号において「団体

（銀行等が少額短期保険募集人として保険募集を行うことのできる
場合）

第二百十二条の四 法第二百七十五条第一項第三号に規定する内閣府
令で定める場合は、少額短期保険募集人である銀行等又はその役員
若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介
を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一
号から第四号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場
合にあつては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも該当する場合
とする。

一〜四 （略）

（新設）

五 法第三条第五項第一号に掲げる保険（事業活動に伴い、事業者
が被る損害を対象とするものを除く。）に係る保険契約（第二号
から第四号までに掲げるもの及び自動車保険契約を除く。）のう
ち、法人その他の団体若しくは集団（以下この号において「団体
等」という。）又はその代表者を保険契約者とし、当該団体等の

等」という。)又はその代表者を保険契約者とし、かつ、当該団体等の構成員を被保険者とするもの

ロ 団体等の構成員を保険契約者とし、かつ、当該団体等若しくはその代表者又はそれらの委託を受けた者が少額短期保険業者のために保険契約者から保険料の收受を行うことを内容とする契約を伴うもの

六 (略)

2 (略)

3 少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第五号又は第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一・二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集(第一項第五号又は第六号に掲げる保険契約に係るものに限る。)を行わないことを確保するための措置を講じていること。ただし、当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置を講じていることをもって足りる。

4 前項に規定する「特例地域金融機関」とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関が事業を行う個人又は法人(前項第三号本文に規定する措置を

構成員を被保険者とするものでなく、かつ、団体等の構成員を被保険契約者とし、当該団体等若しくはその代表者又はそれらの委託を受けた者が保険会社のために保険契約者から保険料の收受を行うことを内容とする契約を伴うものでないもの

六 (略)

2 (略)

3 少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第五号又は第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一・二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集(第一項第六号に掲げる保険契約に係るものに限る。)を行わないことを確保するための措置(当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置)を講じていること。

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契

講じている金融機関にあつては、常時使用する従業員の数が五十人を超える者を除く。）若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によつて支払われべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 少額短期保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によつて支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 少額短期保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が

第一項第一号から第四号の二までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならぬ。

- 一 当該銀行等が第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合
- 二 当該保険契約の保険契約者又は被保険者が銀行等少額短期保険募集制限先である場合（前号の場合を除く。）

（銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合）

第二百十二条の五 法第二百七十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第一号から第四号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合にあつては次項各号に掲げる要件に、第五号から第九号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合にあつては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ該当する場合とする。

- 一 第二百十二条第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約
- 二 第二百十二条の二第一項第一号から第五号の四までに掲げる保険契約

三 (略)

四 第二百十二条第一項第五号に掲げる保険契約

五 第二百十二条の二第一項第六号に掲げる保険契約

6 少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が

第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならぬ。

- 一 当該銀行等が第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合
- 二 当該保険契約の保険契約者又は被保険者が銀行等少額短期保険募集制限先である場合（前号の場合を除く。）

（銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合）

第二百十二条の五 法第二百七十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号から第三号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合にあつては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも該当する場合とする。

- 一 第二百十二条第一項第一号から第三号までに掲げる保険契約
- 二 第二百十二条の二第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約

三 (略)

四 第二百十二条第一項第四号及び第五号に掲げる保険契約

五 第二百十二条の二第一項第六号及び第七号に掲げる保険契約

六〇九 (略)

2 (略)

3 保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第五号から第九号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一・二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集(第一項第五号から第九号までに掲げる保険契約に係るものに限る。)を行わないことを確保するための措置を講じていること。ただし、当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置を講じていることをもって足りる。

4 前項に規定する「特例地域金融機関」とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関が事業を行う個人又は法人(前項第三号本文に規定する措置を講じている金融機関にあつては、常時使用する従業員の数が五十人を超える者を除く。)若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員(代表者を除く。)を保険契約者として第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第八号又は前条第一項第六号に掲げる保険契約(これに相当する内容

六〇九 (略)

2 (略)

3 保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第四号から第九号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一・二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集(第一項第四号から第九号までに掲げる保険契約に係るものに限る。)を行わないことを確保するための措置(当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置)を講じていること。

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等を保険契約者として第二百十二条第一項第四号若しくは第六号、第二百十二条の二第一項第八号又は前条第一項第六号に掲げる保険契約(これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。)の締結の媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険契約の締結の媒介を行う

の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 保険仲立人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第八号又は前条第一項第六号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 (略)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)
第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 保険仲立人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第二百十二条第一項第四号若しくは第六号、第二百十二条の二第一項第八号又は前条第一項第六号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険契約の締結の媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 (略)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)
第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇八 (略)

九 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等（銀行等生命保険募集制限先、銀行等損害保険募集制限先、銀行等少額短期保険募集制限先又は銀行等保険募集制限先をいう。第十四号において同じ。）に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行わずに第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第六号若しくは第八号又は第二百十二条の四第一項第五号若しくは第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為

十 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付け（当該顧客又はその密接関係者（当該顧客が法人である場合の当該法人の代表者又は当該顧客が法人の代表者である場合の当該法人をいう。以下この号において同じ。）の事業に必要な資金の貸付けに限る。第十五号において同じ。）の申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者（当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあっては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。）に対し、第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第六号若しくは第八号又は第二百十二条の四第一項第五号若しくは第六号に掲げる保険契約（金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約（事業に必要な資金に係るものを除く。）に係る債務の履行を担保するための保険契約及び既

一〇八 (略)

九 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等（銀行等生命保険募集制限先、銀行等損害保険募集制限先、銀行等少額短期保険募集制限先又は銀行等保険募集制限先をいう。第十四号において同じ。）に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行わずに第二百十二条第一項第四号から第六号まで、第二百十二条の二第一項第六号から第八号まで又は第二百十二条の四第一項第五号及び第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為

十 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者（当該顧客が法人である場合の当該法人の代表者、又は当該顧客が法人の代表者であり、当該資金の貸付けが当該法人の事業に必要な資金の貸付けである場合の当該法人をいう。第十五号において同じ。）（当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあっては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。第十五号において同じ。）に対し、第二百十二条第一項第四号から第六号まで、第二百十二条の二第一項第六号から第八号まで又は第二百十二条の四第一項第五号及び第六号に掲げる保険契約（金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約（事業に必要な資金に係るものを除く。）に係る債務の履行を担保するための保険契約

に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等の役員又は使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改に係る保険契約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

十一（略）

十二 銀行等の特定関係者に該当する保険会社等若しくは外国保険会社等又はこれらの者の役員若しくは使用人が、保険契約者又は被保険者に対し、当該銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して、保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為

及び既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等の役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改に係る保険契約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

十一（略）

十二 銀行等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項（銀行法施行令の準用）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第七条第一項第一号及び第二号（商工組合中央金庫の特定関係者）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号（信用協同組合等の特定関係者）、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の八各号（組合と特殊の関係のある者）（第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十条第一項第一号（法第十一条の二三第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者）に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第一項第一号（組合等の特定関係者）並びに農林中央

金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第八条第一項第一号（農林中央金庫の特定関係者）に規定する者をいう。以下この項において同じ。）に該当する保険会社等若しくは外国保険会社等又はその役員若しくは使用人が、保険契約者又は被保険者に対し、当該銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して、保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為

十三（略）

十四 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、その保険契約者又は被保険者が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知りながら、保険契約（第二百十二条第一項第一号から第三号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合にあつては、当該保険特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものに限る。次号において同じ。）を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

十五 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者に対し、保険契約（第二百十二条第一項第一号から

十三（略）

十四 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、その保険契約者又は被保険者が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知りながら、保険契約（第二百十二条第一項第一号から第五号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号の四まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号の二までに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合にあつては、当該保険特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものに限る。次号において同じ。）を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

十五 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者（当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあつ

ては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。
〔〕に対し、保険契約（第二百十二条第一項第一号から第五号まで
及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号の四まで並びに第
二百十二条の四第一項第一号から第四号の二までに掲げる保険契
約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為
十六〇十九（略）
二〇八（略）

第三号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号まで並
びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険
契約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為
十六〇十九（略）
二〇八（略）

○ 保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに基づく金融庁長官が定める金融機関を定める件（平成十七年金融庁告示第四十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>保険業法施行規則第二百十二条第四項等に基づき、金融庁長官が定める金融機関を定める件</p> <p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第四項、第二百十二条の二第四項、第二百十二条の四第四項及び第二百十二条の五第四項に基づき、金融庁長官が定める金融機関を次のように定め、平成十七年十二月二十二日から適用する。</p> <p>保険業法施行規則第二百十二条第四項、第二百十二条の二第四項、第二百十二条の四第四項及び第二百十二条の五第四項に規定する金融庁長官が定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八（略）</p>	<p>保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに基づく金融庁長官が定める金融機関を定める件</p> <p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十七年内閣府令第八十四号）附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに基づき、金融庁長官が定める金融機関を次のように定め、平成十七年十二月二十二日から適用する。</p> <p>保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに規定する金融庁長官が定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八（略）</p>

○ 保険業法施行規則第二百十二条第三項第三号等に規定する金融庁長官が定める措置を定める件（平成十七年金融庁告示第五十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第三項第三号、第二百十二条の二第三項第三号、第二百十二条の四第三項第三号及び第二百十二条の五第三項第三号に規定する金融庁長官が定める措置を次のように定め、平成十七年十二月二十二日から適用する。</p> <p>保険業法施行規則（以下「規則」という。）第二百十二条第三項第三号、第二百十二条の二第三項第三号、第二百十二条の四第三項第三号及び第二百十二条の五第三項第三号に規定する金融庁長官が定める措置は、次に掲げるもののいずれかとする。</p> <p>一 銀行等（保険業法（平成七年法律第五号）第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。次号において同じ。）の使用者のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者（当該銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている者に限る。次号において同じ。）の関係者（当該事業者が常時使用する従業員及び当該事業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。次号において同じ。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（規則第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第六号及び第八号並びに第二百十二条の四第一項第五号及び第六号に掲げるものに限る。次号において同じ。）の締結の代理又は媒介を行わないことを確保するための措置</p>	<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第三項第三号、第二百十二条の二第三項第三号及び第二百十二条の五第三項第三号に規定する金融庁長官が定める措置を次のように定め、平成十七年十二月二十二日から適用する。</p> <p>保険業法施行規則（以下「規則」という。）第二百十二条第三項第三号、第二百十二条の二第三項第三号及び第二百十二条の五第三項第三号に規定する金融庁長官が定める措置は、次に掲げるもののいずれかとする。</p> <p>一 銀行等（保険業法（平成七年法律第五号）第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。次号において同じ。）の使用者のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者（当該銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている者に限る。次号において同じ。）の関係者（当該事業者が常時使用する従業員及び当該事業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。次号において同じ。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（規則第二百十二条第一号から第三号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。次号において同じ。）の締結の代理又は媒介を行わないことを確保するための措置</p>

二
(略)

二
(略)

保険会社向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改正案
<p>I (略)</p> <p>II 保険監督上の評価項目</p> <p>II-1~2 (略)</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-1~2 (略)</p> <p>II-3-3 保険募集態勢</p> <p>II-3-3-9 銀行等に対する保険募集の委託</p> <p>II-3-3-9-1 (略)</p> <p>II-3-3-9-2 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い</p> <p>(1) 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開金融情報(規則第212条第2項第1号イに規定する非公開金融情報をいう。以下同じ。)を保険募集に係る業務に利用する場合には、例えば、以下の方法のような適切な方法により事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の代理又は媒介ができないようにするための必要な措置(注)を講じているか。</p> <p>(注) 例えば、非公開金融情報を利用しようとする場合には事前に同意をとらなければ商品説明を行えない、さらに書面による同意がなければ契約申込み・締結を行えないような事務手続きを整備することが考えられる。</p> <p>① 対面の場合 非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って書面による説明を行い、同意を得た旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法</p> <p>② 郵便による場合 非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って説明した書面を送付し、保険申込書の送付等保険募集の前に、同意した旨の返信を得る方法</p> <p>③ 電話による場合 非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って口頭による説明を行い、同意を得た旨を記録し、その後速やかに当該利用について説明した書面を送付(電話での同意取得後対面にて顧客と応接する場合には交付でも可とする。)し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法</p> <p>④ インターネット等による場合</p>	<p>I (略)</p> <p>II 保険監督上の評価項目</p> <p>II-1~2 (略)</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-1~2 (略)</p> <p>II-3-3 保険募集態勢</p> <p>II-3-3-9 銀行等に対する保険募集の委託</p> <p>II-3-3-9-1 (略)</p> <p>II-3-3-9-2 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い</p> <p>(1) 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開金融情報(規則第212条第2項第1号イに規定する非公開金融情報をいう。以下同じ。)を保険募集に係る業務に利用する場合には、<u>非公開金融情報の利用について顧客の同意を取得する際に、当該同意の有効期間及びその撤回の方法、非公開金融情報を利用する保険募集の方式(対面、郵便等の別)、利用する非公開金融情報の範囲(定期預金の満期日、預金口座への入出金に係る情報、その他金融資産の運用に係る情報等)を顧客に具体的に明示するとともに</u>、例えば、以下の方法のような適切な方法により事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の代理又は媒介ができないようにするための必要な措置(注)を講じているか。</p> <p>(注) 例えば、非公開金融情報を利用しようとする場合には事前に同意をとらなければ商品説明を行えない、さらに書面による同意がなければ契約申込み・締結を行えないような事務手続きを整備することが考えられる。</p> <p>① 対面の場合 非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って書面による説明を行い、同意を得た旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法</p> <p>② 郵便による場合 非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って説明した書面を送付し、保険申込書の送付等保険募集の前に、同意した旨の返信を得る方法</p> <p>③ 電話による場合 非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って口頭による説明を行い、同意を得た旨を記録し、その後速やかに当該利用について説明した書面を送付(電話での同意取得後対面にて顧客と応接する場合には交付でも可とする。)し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法</p> <p>④ インターネット等による場合</p>

現 行	改正案
<p>非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法</p> <p>(注) 顧客の属性に関する情報(氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業)は非公開金融情報又は非公開保険情報に含まれない。</p> <p>(2) 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開保険情報(規則第212条第2項第1号口に規定する非公開保険情報をいう。以下同じ。)を資金の貸付け等の保険募集に係る業務以外の業務に利用する場合には、例えば、(1)①から④までに掲げる方法に準じた適切な方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。</p> <p>II-3-3-9-3~II-3-3-9-5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>II-3-3-9-6 ~ II-3-3-9-9 (略)</p>	<p>非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法</p> <p>(注) 顧客の属性に関する情報(氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業)は非公開金融情報又は非公開保険情報に含まれない。</p> <p>(2) 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開保険情報(規則第212条第2項第1号口に規定する非公開保険情報をいう。以下同じ。)を資金の貸付け等の保険募集に係る業務以外の業務に利用する場合には、<u>非公開保険情報の利用について顧客の同意を取得する際に、当該同意の有効期間及びその撤回の方法、非公開保険情報を利用する業務の方式(対面、郵便等の別)、利用する非公開保険情報の範囲(保険募集に係る業務において知り得た家族構成等の情報)を顧客に具体的に明示するとともに、例えば、(1)①から④までに掲げる方法に準じた適切な方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。</u></p> <p>II-3-3-9-3~II-3-3-9-5 (略)</p> <p><u>II-3-3-9-6 規則第234条第1項第8号関係</u> <u>住宅ローンの申込みを受け付けている顧客に対して、住宅関連火災保険、住宅関連債務返済支援保険又は住宅関連信用生命保険の募集を行う際には、当該保険契約の締結が当該住宅ローンの貸付けの条件ではない旨の説明を書面の交付により行う必要があることに留意すること。</u></p> <p>II-3-3-9-7~II-3-3-9-10 (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>Ⅲ. 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ-3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ-3-3 利用者保護のための情報提供等</p> <p>Ⅲ-3-3-2 預金・リスク商品等の販売・説明態勢</p> <p>Ⅲ-3-3-2-1 (略)</p> <p>Ⅲ-3-3-2-2 主な着眼点</p> <p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保険募集</p> <p>保険募集に関する法令等の遵守、保険商品及び契約に関する正確な説明並びに顧客情報の取扱い等について、マニュアルを策定して研修を実施するとともに内部監査を行うなど、適切な保険募集態勢が確保されているか。例えば、銀行等生命保険募集制限先等に対し手数料その他の報酬を得て保険募集を行わないなど適正な保険募集の取組み、消費者の希望や適合性をよく考慮したうえで説明責任を果たす取組み、商品説明や非公開金融情報保護等について消費者の確認・同意を十分に得る取組みのための態勢が整備されているか。</p> <p>(参考) 「高齢者に多い個人年金の銀行窓口販売に関するトラブル」(平成17年7月6日：独立行政法人国民生活センター)</p> <p>また、銀行の影響力を行使した販売、銀行取引に影響を与えないことの説明の未実施、募集人登録未了者による取扱い等といった、契約者保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。特に、保険募集業務に係る取引強制、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売等の不公正な取引方法が具体的に認められた場合には、独占禁止法の観点からも問題となり得るが、こうした事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。</p> <p>(参考) 「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成16年12月1日：公正取引委員会)</p> <p>その他監督上の着眼点については、「保険会社向けの総合的な監督指針」を参照するものとする。</p>	<p>Ⅲ. 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ-3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ-3-3 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅲ-3-3-2 預金・リスク商品等の販売・説明態勢</p> <p>Ⅲ-3-3-2-1 (略)</p> <p>Ⅲ-3-3-2-2 主な着眼点</p> <p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保険募集</p> <p>① 総論</p> <p>保険募集に関する法令等の遵守、保険商品及び契約に関する正確な説明並びに顧客情報の取扱い等について、マニュアルを策定して研修を実施するとともに内部監査を行うなど、適切な保険募集態勢が確保されているか。例えば、銀行等生命保険募集制限先等に対し手数料その他の報酬を得て保険募集を行わないなど適正な保険募集の取組み、消費者の希望や適合性をよく考慮したうえで説明責任を果たす取組み、商品説明や非公開金融情報保護等について消費者の確認・同意を十分に得る取組みのための態勢が整備されているか。</p> <p>(参考) 「高齢者に多い個人年金保険の銀行窓口販売に関するトラブル」(平成17年7月6日：独立行政法人国民生活センター)</p> <p>② 募集にあたっての態勢整備について</p> <p>イ. 施行規則第13条の5の規定の趣旨を踏まえ、顧客に対し、預金等ではないことや預金保険の対象とはならないこと等について書面を交付して説明するなど、保険契約と預金等との誤認を防止する態勢が整備されているか。誤認防止に係る説明を理解した旨を顧客から書面(確認書等)により確認し、その記録を残すことにより、事後に確認状況を検証できる態勢が整備されているか。</p> <p>ロ. 施行規則第14条の11の3の規定の趣旨を踏まえ、銀行の影響力を行使した販売、銀行取引に影響を与えないことの説明の未実施、募集人登録未了者による取扱い等といった、契約者保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。特に、保険募集業務に係る取引強制、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売等の不公正な取引方法が具体的に認められた場合には、独占禁止法の観点からも問題となり得るが、こうした事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。</p> <p>(参考) 「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成16年12月1日：公正取引委員会)</p> <p>その他監督上の着眼点については、「保険会社向けの総合的な監督指針」を参照するものとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>II. 銀行監督上の評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-2 利用者保護等</p> <p>II-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢</p> <p>II-3-2-5-1 (略)</p> <p>II-3-2-5-2 主な着眼点</p> <p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保険募集</p> <p>保険募集に関する法令等の遵守、保険商品及び契約に関する正確な説明並びに顧客情報の取扱い等について、マニュアルを策定して研修を実施するとともに内部監査を行うなど、適切な保険募集態勢が確保されているか。例えば、銀行等生命保険募集制限先等に対し手数料その他の報酬を得て保険募集を行わないなど適正な保険募集の取組み、消費者の希望や適合性をよく考慮したうえで説明責任を果たす取組み、商品説明や非公開金融情報保護等について消費者の確認・同意を十分に得る取組みのための態勢が整備されているか。</p> <p>また、銀行の影響力を行使した販売、銀行取引に影響を与えないことの説明の未実施、募集人登録未了者による取扱い等といった、契約者保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。特に、保険募集業務に係る取引強制、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売等の不正な取引方法が具体的に認められた場合には、独占禁止法の観点からも問題となり得るが、こうした事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高齢者に多い個人年金の銀行窓口販売に関するトラブル」（平成17年7月6日：独立行政法人国民生活センター） 「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不正な取引方法について」（平成16年12月1日：公正取引委員会） <p>その他監督上の着眼点については、「保険会社向けの総合的な監督指針」を参照するものとする。</p>	<p>II. 銀行監督上の評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-2 利用者保護等</p> <p>II-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢</p> <p>II-3-2-5-1 (略)</p> <p>II-3-2-5-2 主な着眼点</p> <p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保険募集</p> <p>① 総論</p> <p>保険募集に関する法令等の遵守、保険商品及び契約に関する正確な説明並びに顧客情報の取扱い等について、マニュアルを策定して研修を実施するとともに内部監査を行うなど、適切な保険募集態勢が確保されているか。例えば、銀行等生命保険募集制限先等に対し手数料その他の報酬を得て保険募集を行わないなど適正な保険募集の取組み、消費者の希望や適合性をよく考慮したうえで説明責任を果たす取組み、商品説明や非公開金融情報保護等について消費者の確認・同意を十分に得る取組みのための態勢が整備されているか。</p> <p>② 募集にあたっての態勢整備について</p> <p>イ. 施行規則第13条の5の規定の趣旨を踏まえ、顧客に対し、預金等ではないことや預金保険の対象とはならないこと等について書面を交付して説明するなど、保険契約と預金等との誤認を防止する態勢が整備されているか。誤認防止に係る説明を理解した旨を顧客から書面（確認書等）により確認し、その記録を残すことにより、事後に確認状況を検証できる態勢が整備されているか。</p> <p>ロ. 施行規則第14条の11の3の規定の趣旨を踏まえ、銀行の影響力を行使した販売、銀行取引に影響を与えないことの説明の未実施、募集人登録未了者による取扱い等といった、契約者保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。特に、保険募集業務に係る取引強制、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売等の不正な取引方法が具体的に認められた場合には、独占禁止法の観点からも問題となり得るが、こうした事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高齢者に多い個人年金保険の銀行窓口販売に関するトラブル」（平成17年7月6日：独立行政法人国民生活センター） 「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不正な取引方法について」（平成16年12月1日：公正取引委員会） <p>その他監督上の着眼点については、「保険会社向けの総合的な監督指針」を参照するものとする。</p>